

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(素案) のポイント

(1) 現状について

◎本年 3 月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(運動部ガイドライン) が策定された際、「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、準じた取扱いを都道府県及び学校の設置者に依頼。

(2) 素案について

◎対象とする部活動は、文化だけでなく、科学、ボランティア等、運動部以外の全ての部活動を含め、「文化部活動」と表記。

◎「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」において文化部の特性を踏まえて検討した結果、対象となる学校は、運動部ガイドラインと同じく、義務教育である中学校段階の文化部活動を主な対象とし、国公立私立全ての設置形態に適用する。

なお、高等学校段階の文化部活動についても原則として適用することとし、その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

<ガイドラインとして定める主な内容>

- 都道府県は「文化部活動の在り方に関する方針」を策定するとともに、学校の設置者(市町村教委、学校法人)においても方針を策定し、各学校の校長は毎年「部活動に関する活動方針」を策定。
- 校長は持続可能な活動や適切な指導・運営体制ができるよう適正な数の文化部を設置すること。
- 文化部顧問は関係団体が作成する指導手引を活用し、短時間で効果が得られる指導を実施。
- 学期中は週当たり2日以上(平日1日、土日1日以上)の休養日を設ける。
- 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。
- 大会等の主催者は、主催大会の参加資格や運営の在り方等を速やかに見直し。
- 校長は各部が参加する大会等を精査。